

# 選ばれる産業廃棄物処理

## 行政処分から見えてくる姿

《最終回》  
(隔週掲載)

# 自らを律する

# 姿勢の必要性

図は、産業廃棄物処理業界を取り巻く現在

日本廃棄物管理機構  
取締役  
木川 仁

図は、産業廃棄物処理の事業環境を示す。で落とし込んだ施策を、落として実践する必要がある。今、この業界は、政 策だけでなく、国内と 策だけでなく、国内と 今、この業界は、政 策だけでなく、国内と 策だけでなく、国内と

ことはできないように 思えてくる。 次の行政処分事例を 見て欲しい。

P社への法第19条 第1項に基づく立入 検査や法第18条第1 項に基づく報告徴収 などを行ったところ、以下の違反事実 が確認され……事業 の停止命令を行った ものである。

- ①受託した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分が終了していないにもかかわらず、産業廃棄物管理票に虚偽の処分終了年月日を記載して、管理票交付者によるその写しを送付していた。
- ②受託した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分にあたって、保管していた数量が処分のために保管できる数量の上限を超過していた。
- ③届出をしている保管場所以外の場所へ、受託した産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を保管し、保管の場所に関する事項を変更していたにもかかわらず、変更の届出を行って

なかつた。(変更届 出義務)違反 業務停止30日

この事例は、2007年8月、ある老舗の中間処理会社(P社)が受けた行政処分であるが、ここに明記された違反内容は、日々多忙な処理事業者の現場では、故意にではなくとも結果的に起きてもしまつても不思議ではない内容だ。

この処理事業者の事業停止前後の売上高は、36億円(06年3月) ↓36億円(07年3月) ↓26億円(08年3月) ↓24億円(09年3月) であり、事業停止を受けてから直ぐの業績回復は難しい。一度、事業停止を受けると、およそ半数の排出事業者が逃げ去ると言われ、味する内容は極めて重

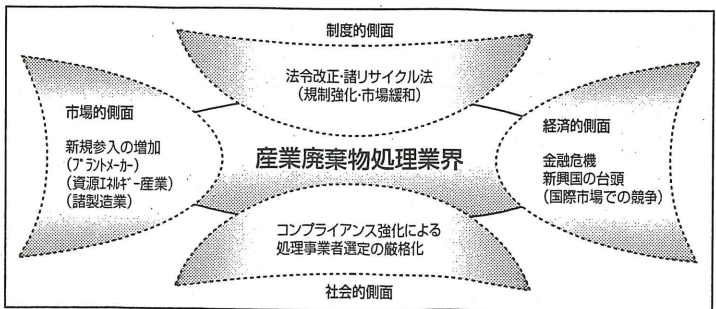


図 産業廃棄物処理業界に対する政策・市場プレッシャー

復は難しい。一度、事業停止を受けると、およそ半数の排出事業者が逃げ去ると言われ、味する内容は極めて重

態に戻すまでには、長い年月が必要になる。その間の苦労は並大抵のことではないことは容易に類推できる。 とうなる前に、日頃からコンプライアンスの意味をよく考えながら、自らを律する姿勢を作り上げねばならないと考え

物協会)▽古野谷社一 土壌汚染対策法の一部 改正について▽産業廃 氏(リフレックス代表 阪・社)でアーマー 題となつているものま で最新の研究成果が明 午前10時30分から午後 4時30分まで梅田スカ まで。